

配置従事届

事 項	配置販売業者又はその配置員が配置販売に従事しようとする場合
根拠法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第32条（配置従事の届出） 医薬品医療機器等法施行規則第150条（配置従事の届出事項） 京都府薬事関係許可等事務処理要領
提出書類	配置従事届
提出部数	1部
手数料	不要

【一般的注意事項】

- 1 届出内容に訂正がある場合は、2本線で訂正し、正しい内容を記載すること。なお、白消し修正は行わないこと。

【配置従事届】

- 1 配置販売業者住所及び氏名欄には、許可を受けている配置販売業者の住所及び氏名を記載すること。
- 2 配置従事者欄には、住民票記載どおりに記入すること。
- 3 連絡先住所及び氏名欄には、緊急時の連絡先を記入すること。